

[事案 25-94] 配当金支払請求

・平成 26 年 2 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

説明不十分等を理由に、設計書記載どおりの満期保険金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 7 月に契約したこども保険について、以下の理由により、設計書記載どおりの満期保険金額を支払ってほしい。

- (1) 募集時に使用した設計書には、満期保険金額は約 562 万円と記載されているが、満期保険金請求書によると、実際には 350 万円弱になることが分かった。
- (2) 募集時には、予定どおりの保険金が支払われない可能性があるとの説明は一切なかった。もし知らされていたら別の資金運用を考えていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書記載の満期時受取金額は確約されたものではなく、当社が申立人に対し、当該金額を支払う約束をした事実はない。
- (2) 設計書には、赤字で「必ずお読み下さい」と強調したうえで、「記載の積立配当金額・祝金据置累計額については、当社商品パンフレットにもご説明のとおり、将来のお支払額を約束するものではありませんのでご注意ください」と明記されていることから、また、受取額についても「約」562 万円と記載されていることから、確定的な金額を約束したものではないことは明らかである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、「申立人と保険会社との間で、保険会社が『満期時受取額』として、募集時に交付された設計書に記載された“562万円”を支払うこと」を内容とする保険契約が成立したことを理由に、その履行を求めるものと判断する。

2. 申立人と保険会社との間で成立した保険契約の内容について

以下の理由により、申立人の主張は認められない。

- (1) 生命保険契約は附合契約であるため、契約内容は約款によって定められ、このことは契約者が約款の具体的な内容を知っていたかどうかにより左右されない。

本契約の約款には「保険契約者は、こども祝金…について、一時支払いにかえて、会社の定めるところにより、据え置くことができます。据え置かれたこども祝金は、会社所定の利息（年4%以上の利率により複利で計算します）をつけて積み立てておき、保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います」と定めている。これによれば、祝金据置金の積立利率については、年4%が最低保証され

ているものの、会社の判断により変動することが予定されている。また、同約款は「定款の規定によって積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につきの保険契約に対して主務大臣の認可を得た方法で計算した社員配当金の割当を行います」と規定しており、定款では「決算において剰余金を生じたときは、その100分の90以上を社員配当準備金とし」と規定している。これによると、保険会社の毎事業年度の決算状況によっては社員配当金の割当が行われない場合や（剰余金が生じないとき）、剰余金の額により社員配当金の額が変動することが予定されている。その結果、積立配当金の額が変動することは当然ということになる。

(2) 設計書には「満期時お受取額」「約562万円」と記載されており、その内訳についても、「祝金据置累計約419万円」、「満期時積立配当金約143万円」と記載されており、いずれの金額も確定金額でないことが示されている。

(3) 設計書には、赤い字で「必ずお読みください」という見出しのもとに、「記載の積立配当金額・祝金据置累計額については、当社商品パンフレットにもご説明のとおり、将来のお支払額を約束するものではありませんのでご注意ください」と記載されており、積立配当金額および祝金据置累計額の双方とも（この合計額が「満期時お受取額」となる）、設計書記載の金額の支払が保証されるものではないことが明らかにされている。

3. 「期待権」の侵害について

申立人が、満期時において、設計書に「満期時お受取額」として記載された額、約562万円もしくはこれと大きく変わらない額の支払を受けることができるとの期待が侵害されたことは事実であり、これが、申立人に対する不法行為（民法709条、715条）と評価できるのであれば慰謝料支払の対象となる余地がないわけではない。しかし、裁判所の判例に照らすと、募集人の募集行為は、申立人に対して、期待権の侵害のみを理由とする不法行為責任を負うほどの、著しく不適切なものと評価することはできないため、保険会社に期待権の侵害による慰謝料の支払義務も認めることはできない。